



「高畠町中小企業設備投資等補助金」のご案内

売上拡大や省力化、生産性向上を後押しするため、設備投資や新規立地を支援します。

対象者

※対象業種を拡充しました

- (1) 本町に本店又は主たる工場を有する製造業、建設業、情報通信業、サービス業、小売業等を営む中小企業者、小規模企業者又はこれらで組織する団体。
- (2) 他の市町村から本町に工場等の新設を行おうとする上記業種の中小企業者、小規模企業者又はこれらで組織する団体。

※具体的な対象業種は、「公募要領」を確認してください。

対象事業

- (1) **所有型** 自ら所有する工場等の新設又は増設
(対象事業費1,000万円以上)
- (2) **設備投資型** 設備の取得や設備導入に伴う工場の内部造作等の変更
(対象事業費200万円以上)

補助率等

- (1) **所有型** ①対象事業費の10%以内(上限500万円)
②対象事業費の30%以内(上限500万円)
- (2) **設備投資型** ①対象事業費の10%以内(上限300万円)
②対象事業費の30%以内(上限300万円)

※②は次のいずれかの条件を満たす場合となります。

- 1. 経済産業省「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(ものづくり補助金)及び「中小企業新事業進出補助金」に応募し不採択となった事業者が投資計画をブラッシュアップし、申請した場合。
- 2. 町が実施するリーダー経営人材育成塾への参加者を有する場合

募集期間

令和8年2月19日(木)～令和8年3月10日(火)

提出書類

- ① 高畠町中小企業設備投資等補助事業 事前申出書
 - ② 高畠町中小企業設備投資等補助事業 計画概要書
 - ③ 企業概要書
 - ④ 事業に係る見積書の写し
 - ⑤ 設備の図面、カタログ等
 - ⑥ 直近の納税証明書
- ※ ①～③の様式は町HP からダウンロードしてください。

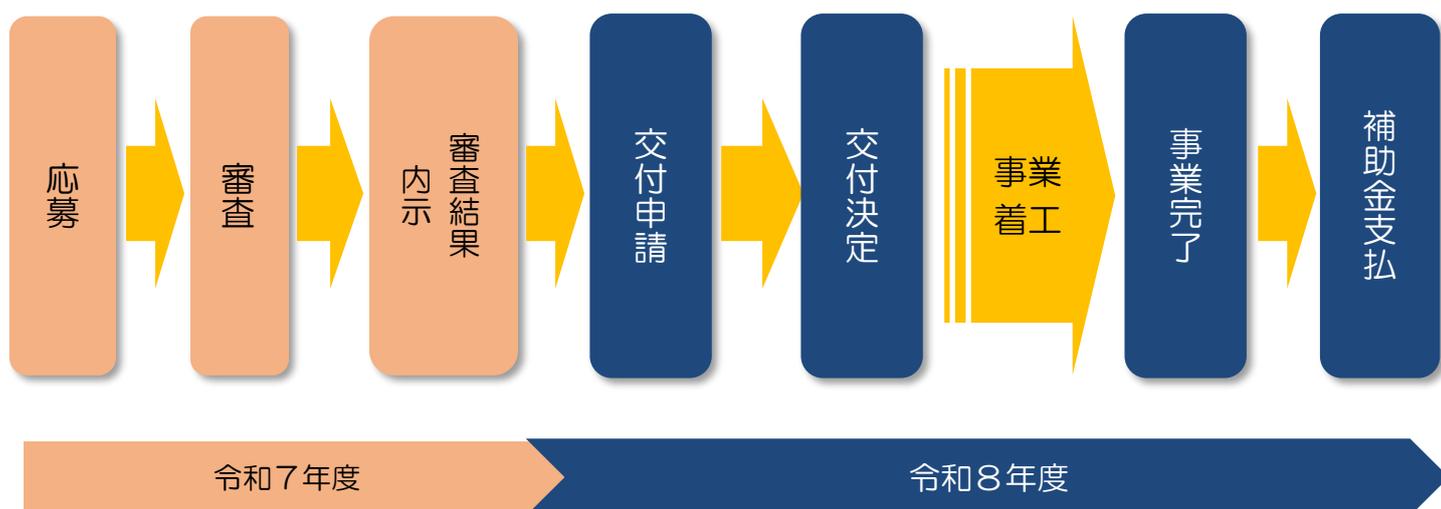
【 町HP 】



留意点

- ① 本補助事業で募集するのは、令和8年4月1日以降に契約・着工し、令和8年度内に取得・支払いが完了する設備投資が対象です（令和9年度内に事業完了する場合は、別途手続きが必要です）。
- ② この事業は、令和8年度予算が高畠町議会において議決されることが条件となります。
- ③ 申込み多数の場合、予算の都合上、補助額を調整する場合があります。

事業の流れ



問い合わせ先 : 高畠町商工観光課 ☎52-2019 (直通)